

(メール施行)
兵共募発第214号
令和元年10月16日

各市区町共同募金委員会 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
事務局長 松本 博子

「令和元年台風第19号災害義援金」の募集について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記義援金の件につきまして、別添のとおり中央共同募金会より通知がありました。

つきましては、当該義援金の募集の周知及び義援金の受け入れにつきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、義援金の受け入れの事務手続きにつきましては、下記のとおり取り扱いを賜りますようお願い申し上げます。

記

〔義援金の受け入れの事務手続き〕

(1) 義援金の取り扱いについて

市区町共同募金委員会で義援金を受領された場合は、別添募集要綱の義援金受入口座へ、共同募金委員会名にて直接送金をお願いいたします。

(2) 受領書・領収書の発行について

① 寄付者へ「受領書<様式1>」の発行をお願いいたします。

② 税控除用の領収書を希望される方があれば、兵庫県共同募金会あて「領収書希望者名簿<様式2>」及び義援金を送金した際の送金控<様式3>をe-mailにてお送り願います。

※正式な領収書は後日、中央共同募金会から送付されることを寄付者へお伝え願います。

《お問合せ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会（担当：松本裕一・大隅優樹）

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

TEL：078-242-4624 FAX：078-242-4625

電子メール：info@akaihane-hyogo.or.jp

「令和元年台風第 19 号災害義援金」募集要綱

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和元年台風第 19 号に伴う災害により、各地で人的被害をはじめ、堤防の決壊による住宅への浸水被害、土砂崩れによる家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数都県の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和元年台風第 19 号災害義援金

3. 受付期間

令和元年 10 月 16 日（水）から同年 12 月 30 日（月）まで
（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	—	00130-0-421020	中央共同募金会令和元年台風第 19 号 災害義援金
三井住友銀行	東京公務 部	普通預金 0 1 6 2 5 2 9	(福)中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務 部	普通預金 0 1 2 6 7 8 1	(福)中央共同募金会

※ゆうちょ銀行 同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの払込書による送金手数料は無料

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災都県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当